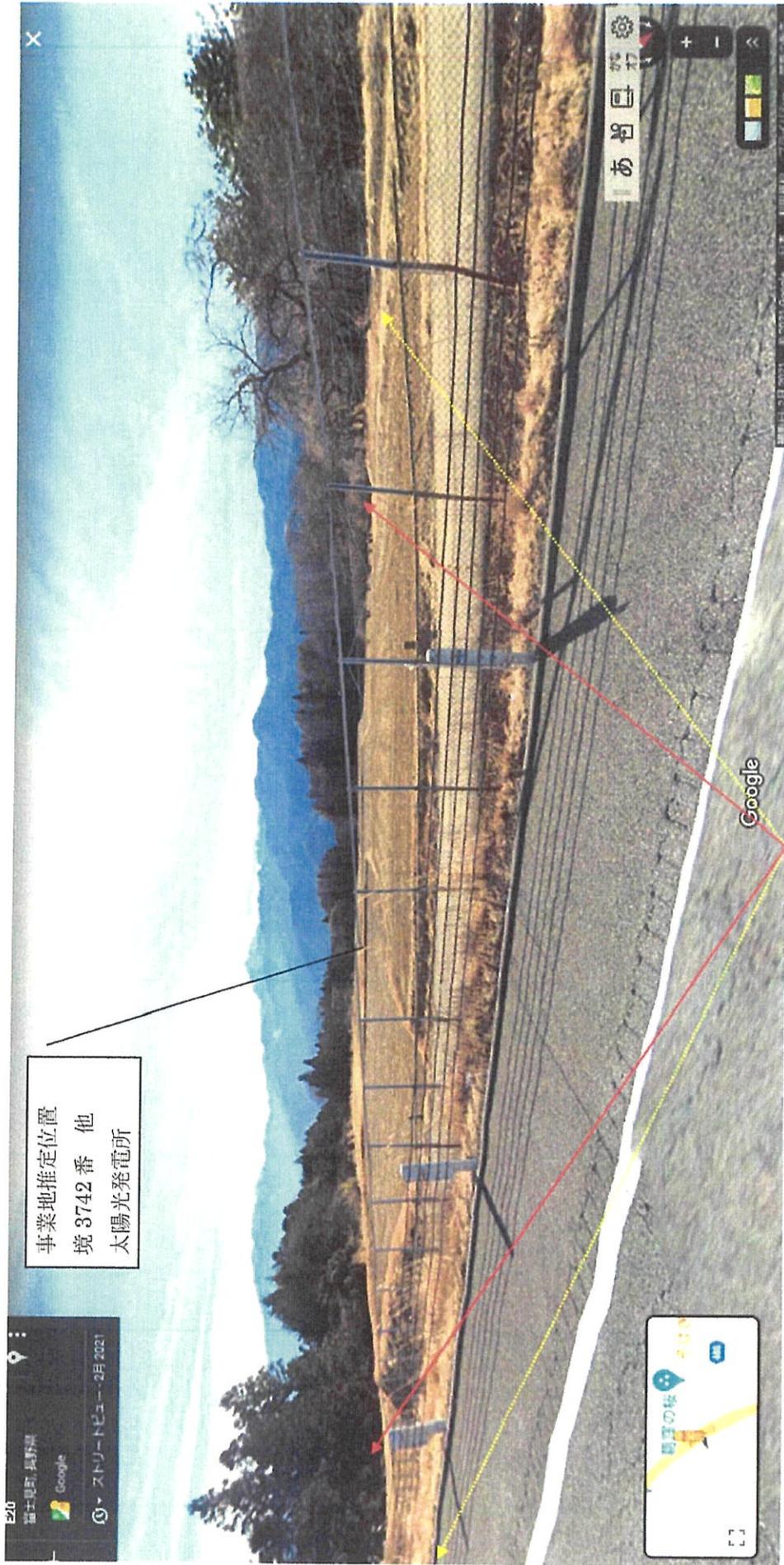


任意の眺望点 35°53'10.4"N 138°17'53.5"E

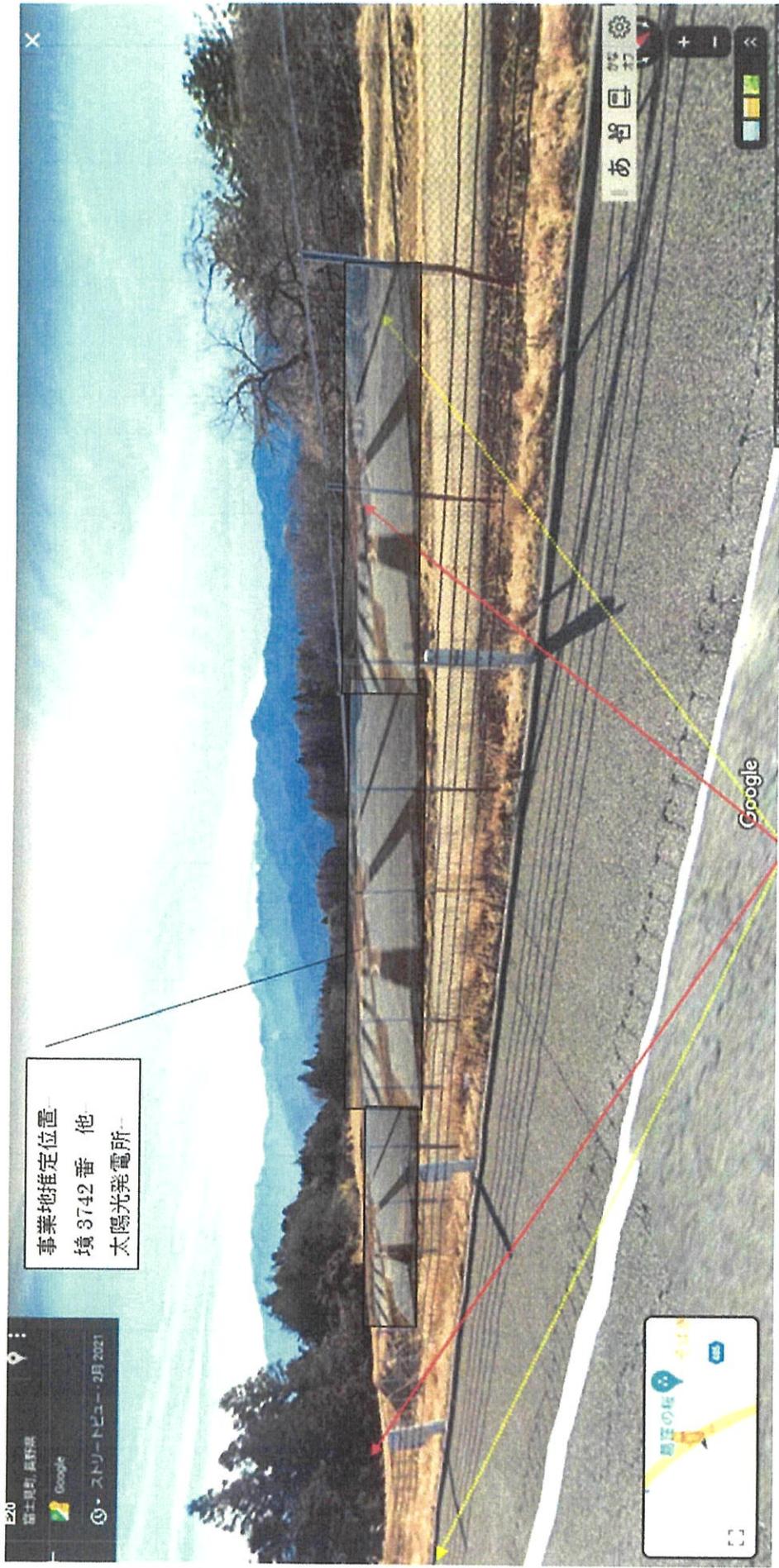
事業者 株式会社プロメディア



事業実施前（対象地の上部が見える箇所はこののみ）



事業実施後 (対象地の上部が見える箇所はこののみ)



(参考様式第1号)

眺望点関係者説明状況報告書

説明者	氏名	株式会社プロメディア 申請代理人 [REDACTED]		
	住所	東京都千代田区神田須田町 1-16-5 [REDACTED]		
眺望点	眺望区域	富士見高原創造の森 (赤のライン外、黄色の範囲内)		
	眺望点位置	中央高速自動車道葛窪トンネル手前道路上 (35° 53' 10.4"N 138° 17' 53.5"E)		
説明を行った関係者等		富士見町建設課		
実施日時	令和4年4月 日	説明方法	戸別訪問により説明	
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)				
番号	意見	配慮・見解		

※注1 説明に使用した書類を添付してください。

※注2 説明を複数行った場合は、それぞれ本報告書を作成してください。



(参考様式第2号)

行為地周辺地区等説明状況報告書

説明者	氏名	株式会社アドバンス (株式会社プロメディア グループ企業) [REDACTED]
	住所	東京都千代田区神田須田町 1-16-5
説明対象とした範囲 (自治会、地区名等) 及び戸数	事業区域から 50m 範囲内の地権者、100m 範囲内の関係区 (葛窪・先達)	
上記を説明対象とした理由	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例第 8 条による	
住民説明等の方法	住民説明会の開催	
実施日時	令和 3 年 3 月 13 日 19:00~19:50	
参加又は実施者数 (人もしくは戸数)	関係住民 16 名 区長 2 名 ※別紙参加者名簿添付	
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)		
番号	意見	配慮・見解
1	Q1: 事業地は長野県が指定する景観形成ゾーンの範囲だが承知しているか。事業を実施するならその点を十分考慮されたい。	A1: 景観形成ゾーン内であることは承知しております。県景観条例に従って適切に手続きを行います。また景観には十分配慮した事業を行います。
2	Q3: 当該地区には平成 11 年より景観に関する協定があるが、その協定も十分考慮してほしい。また事業地周辺数メートルの位置に土砂災害危険区域があるがこの点も十分考慮されたい。	A3: 協定については、十分に配慮いたします。また土砂災害警戒区域について、事業地に影響が出るようでしたら弊社としても大変な損失となりますので、この点を考慮した計画といたします。
	※ 別紙説明会議事録、説明資料添付	

※注 1 説明に使用した書類を添付してください。

※注 2 説明を複数行った場合は、それぞれ本報告書を作成してください。



株式会社アドバンス富士見町境太陽光発電所住民説明会 会議録

1. 日時 令和3年3月13日(土) 19:00~20:00
2. 場所 葛窪公民館
3. 出席者 [redacted] 区長・[redacted] 副区長・他関係住民16名
株式会社アドバンス 説明者 [redacted] [redacted]

以上

4. 議題

「諏訪郡富士見町境小林太陽光発電所住民説明会」
別紙説明資料・会議出席者名簿添付

5. 説明の経過の概要及び質疑応答

19:00 [redacted] 開会を宣する。

説明者 自己紹介

19:05 ・配布資料の確認

・事業地の説明

・株式会社アドバンスについて

19:10 本事業の説明

・別紙説明資料に従って説明をする。(説明者 [redacted])

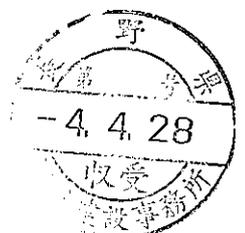
19:30 質疑応答

Q1: 事業地は長野県が指定する景観形成ゾーンの範囲だが承知しているか。
事業を実施するならその点を十分考慮されたい。

A1: 景観形成ゾーン内であることは承知しております。県景観条例に従って適切に手続きを行います。また景観には十分配慮した事業を行います。

Q2: 土地選定の方法について、地区を各戸に訪問しているようだがそのとおりか？また当該地区では過去の宅地造成において事業会社が倒産した例もあり、その点に問題はないのか？

A2: 土地の選定は自社で行っており、土地の取得交渉についてもすべて自社で行っています。事業に先立ち、まずは個別にご挨拶を行っていません。当社は太陽光発電事業専門の会社であり、自社でも発電所を運営しており、その年間売電収入はグループ全体で約20億円に達しています。それだけの安定したストック収入があり、未来に向けた盤石の経営基盤を築いています。



Q3：当該地区には平成11年より景観に関する協定があるが、その協定も十分考慮してほしい。また事業地周辺数メートルの位置に土砂災害危険区域があるがこの点も十分考慮されたい。

A3：協定については、十分に配慮いたします。また土砂災害警戒区域について、事業地に影響が出るようでしたら弊社としても大変な損失となりますので、この点を考慮した計画といたします。

Q4：地区の財産区ですでにメガソーラー発電所を保有しているが、水の流出が問題となっている。当該事業地はこのメガソーラー発電所の下側に位置することから影響も懸念され、また当該事業地から流れでる水の問題も懸念される。必要によっては下流域の下蔦木の了解も必要となるのではないかと考えている。

A4：雨水についてはしっかりと計算を行い、しかるべき対策を事業地内に設けます。また、必要により下流域の区とも協議を行ってまいります。

Q5：現在耕作中であるが、今後の工事工程を知らせてほしい。

A5：本日はおおよその事業概要と、弊社の会社案内をご説明させていただく機会となっています。これは富士見町開発許可が定める事前協議に先立つ「住民説明会」に該当しています。

まずは「住民説明会」を行い、細かな事業計画・工程などは富士見町の指導をいただきながら固めていきたいと存じます。正確な事業計画が定まりましたら再度「住民説明会」等でご報告申し上げます。

Q6：御社の過去の事業の中で、トラブルとなった事例はあるか？またその解決方法は？また、将来売電単価が下がった場合、事業の採算性は取れるのかどうか？

A6：過去100件の事例の中でトラブルとなった事例はありません。ただ住民の方から寄せられる懸念については、次の三つに収れんされると考えています。

①まず、事業そのものをやめてくれ ②倒産するのでは？ ③景観悪くなる？ この点について、①については、当社は事前に事業候補地にかかる法令上の制限等を調査の上で、問題のない土地のみで事業を行っています。住民の方に十分なご理解が得られなければ進められない事業ですので、何度でも丁寧な説明に努め、ご理解をいただくよう最大限努めております。

②倒産リスクについては、弊社は2012年の創業以来一貫して太陽光発



電事業を行っています。現在では、関東では最も多くの事業量を持つ会社と成長しています。将来の売電単価の低下リスクについては十分織り込み済みであり、現在はモジュールの価格もだいぶ安価となっており十分採算性のある事業となっています。自社一貫体制であるためコストも大きく圧縮できており、ご懸念のリスクは小さいと考えています。
③景観については十分に対応します。各自治体の定める条例の基準に従って行います。

Q7：賃借料単価についてお伺いしたい。

A7：個別の条件面については、本説明会終了後個別にお話させていただきます。

区長：更なる質問・意見を求める。

<質問・意見なし>

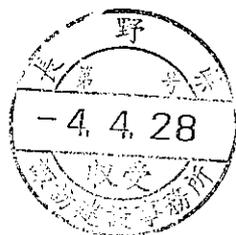
19:50 [REDACTED]を宣する。

令和3年3月13日 議事録作成者 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項

項目	配慮事項	配慮した内容	
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	斜面や高台ではないが土地の造成等はならし程度の必要最小限にとどめる計画とした。
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、必要に応じて完成予想図の作成(シミュレーション)等の実施を検討する。	道路側からの景観に留意する。
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	面する道路境界から1メートル以上後退させた。
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	敷地内の十分な幅の管理用道路によりパネルを複数に分割した。
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	冬季の積雪を考慮して、最高部分は2.7mとした。
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	主要な道路や公共的な眺望点から見えにくい箇所にある。
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	効率のよい角度でそろえて配置した。
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	パネルの角度を20度としているため比較的目立たない角度となっている。
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	モジュールの裏面は主要道路から見えない配置となっている。



項目		配慮事項	配慮した内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を 施す等、太陽光の反射を低減する対策を 行う。また、素材の結晶が目立たないもの を選択する。	低反射・幻惑防止素材 別紙添付
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩 度の目立たないものとする。	色は黒 8PB
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	低反射・幻惑防止素材
		(2) 太陽電池モジュールと同 系色を用いる。	同系色とする、8PB
付属設備	(1) フェンス等については、色彩、形態・意 匠に配慮する。	フェンスの色は茶色とし目立 たない色合いである。 10YR2.0/1.0	
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させ ないよう、低減に努める。	キュービクル：N9	
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧 器等の付属設備については、色彩等に配 慮する。	目立たない色である。 架台：N7 パワコン：N9	
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発 揮できるよう、根巻きを行った苗などの 使用を検討するとともに、植栽間隔や苗 木の大きさに配慮する。	高速道路から視認できる個所 は植栽を行う。	
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低 木性の樹種を避け、地域に適した植生と する。	目隠しの目的を達成できる樹 種を選定する。	
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地 に反射光の影響が懸念される場合は、配置 や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へ い措置について検討する。	幻惑防止素材を活用したパネ ルを利用する。周辺に道路や 住宅はない。	
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を 行うなど、適切に維持管理を行い、景観の 保守に努める。	保守点検は株式会社アドバン スメンテナンスに委託する。 年3回程度草刈を実施し、除 草剤は極力使わない。	

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

